

# 令和8年度 宮崎県職員（船員） 選考採用試験案内

令和7年度より、筆記試験、適性試験なしで受験できるようになりました ※面接試験のみ（WEBも選択可能）

## 1 試験職種、期日、受付期間及び募集人員

| 職 種 | 試験期日                                    | 受付期間                                    | 募集人員 |
|-----|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------|
| 船 員 | 随時<br>〔令和8年9月1日（火）から<br>令和9年2月28日（日）の間〕 | 令和8年8月24日（月）から<br>令和9年1月29日（金）まで<br>※必着 | 3名   |

- 持参時の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。
- 船員職は、船舶運航、船体保守、海洋調査、漁業取締及びこれらに伴う業務に従事します。

## 2 試験内容

人物試験：面接試験を行います。

## 3 試験の日時及び会場

| 日 時                                                       | 会 場                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 随時<br>〔令和8年9月1日（火）から<br>令和9年2月28日（日）の間〕<br><br>面接試験：40分程度 | ○対面、WEBのいずれかを選択可能<br><br>【対面の場合】<br>県庁（宮崎市橘通東2丁目10-1）<br><br>【WEBの場合】<br>自宅等からオンラインで実施 |

※ 駐車場は使用できませんので、自家用車でのご来場は御遠慮ください。

※ 試験の実施に関する詳細については、申込者に個別に通知します。

## 4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- （1）令和9年4月1日現在で、年齢満40歳未満の者
- （2）以下のいずれかを満たす者
  - ア 5級海技士（航海）以上、5級海技士（機関）以上又は内燃機関5級海技士（機関）以上の免許を取得している者
  - イ 5級海技士（航海）以上、5級海技士（機関）以上又は内燃機関5級海技士（機関）以上の免許を令和9年3月31日までに取得見込みの者
- （3）その他
  - ア 次のうちいずれか一つに該当する者は受験できません。
    - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 宮崎県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

イ 宮崎県内どこでも勤務できる方に限ります。

## 5 申込方法等

(1) 申込方法 持参、郵送又は電子申請（インターネット）で申し込んでください。

○郵送先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部人事課人事担当

(TEL 0985-26-7009)



○電子申請

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/R8senin>

(2) 提出書類

職員選考申込書（様式第1号） 1通

- ・ 写真を貼付すること。
- ・ 貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、カラーの顔写真であること。
- ・ 希望の面接方法（対面・WEB）のいずれかに○をすること。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。

## 6 合格発表

面接終了後1か月程度を目安に受験者に文書通知します。

## 7 採用予定日

合格者は、原則として令和9年4月1日以降に採用の予定です。

## 8 採用時の給与（令和8年4月1日現在）

(1) 給料月額

初任給は、採用前の学歴及び職務経験を考慮し、定められた基準に従って金額が決定されます。なお、例年民間給与等に準拠し、見直される仕組みになっています。

【例】高校卒業後、船員として3年勤務した後、県に採用された場合

➤ 月額：237,600円

(2) 諸手当

- ・ 期末・勤勉手当（年間4.65か月分）
- ・ その他、通勤手当、住居手当、扶養手当などそれぞれの要件により支給されます。